

# 集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金交付要綱

令和4年7月20日滋地農第240号  
滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)において、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第2条 補助の対象となる経費および補助率は別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の添付書類等)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(別記様式第1号)の添付書類は、事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)とし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更(補助事業の中止もしくは廃止を含む。)をしようとするときは事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、事業年度の12月末日の状況を、事業遂行状況

報告書（別記様式第4号）により、1月20日までに提出するものとする。

ただし、別記様式第6号で定める概算払請求書をもって、これにかえることができるものとする。

（実績報告書の添付書類等）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第5号）の添付書類および提出部数は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して一ヶ月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日とする。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第6号）によるものとする。

（補助金の返還）

第9条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項のただし書により交付申請をした補助事業者は、第7条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7条第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により、速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（書類の保存）

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（標準処理期間）

第11条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請をした日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条に基づく申請の取り下げ、第5条の規定に基づく変更の承認の申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条

の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく概算払請求および第9条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	補助の対象となる経費	補助率	重要な変更
市町	<p>実施要綱第3の5の(2)ア およびウに定める次の事業 を行うのに要する経費(実施 要綱別紙1-1、別紙3に掲 げるものに限る)</p> <p>(1) 集落ビジョンの策定 および集落ビジョン の実現に向けた取組 (2) 市町サポート活動</p>	<p>実施要綱 別紙1- 1、別紙 3のおお り</p>	<p>重要な変更は、次に掲げ るものとする。</p> <p>1 事業内容の新設また は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超え る増または補助金の増</p> <p>4 事業費または補助金 の30%を超える減</p>

別記様式第1号（第3条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者住所  
氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第3条の規定により、下記の書類を添えて補助金円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- ・事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）

発行責任者：  
担当者氏名：  
連絡先：

別記様式第2号（第3条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業計画書および収支予算書  
（事業実績書および収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容

別添市町支援計画（実施要綱別紙様式第2号）のとおり

3 経費の配分

(円)

区 分	総事業費	補助事業に要する(要した)経費 (a+b+c)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	市町 (b)	その他 (c)	
集落ビジョンの策定および集落ビジョンの実現に向けた取組						
市町サポート活動						
合 計						

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 収支予算書（収支精算書）

(1) 収入の部

(円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
集落ビジョンの策定および集落ビジョン					

の実現に向けた取組					
市町サポート活動					
合計					

## 6 添付書類

- 1 集落ビジョン等の写し（実施要綱別紙様式第1-1号・第1-2号）
- 2 集落営農等支援計画書の写し（実施要綱別紙様式第2号）
- 3 実施要綱別紙様式2号の添付書類として、実施要綱別紙様式第2号別添1、助成対象者の定款又は規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料、助成対象者が位置付けられている実質化された人・農地プラン
- 4 関係する市町補助金交付要綱の写し（事業計画書提出時のみ）
- 5 事業実績書においては、事業費使途明細書（別記様式第8号）および実施要綱別紙様式第5号

（注）6の添付書類の1～3について、既に提出している場合には省略できるものとし、提出済の資料の名称を記載することとする。

別記様式第3号（第5条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金  
変更（中止、廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった 年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したので、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止）の内容

- （注）1 変更の事項ごとに、事業計画書および収支予算書（別紙様式第2号）に変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（ ）書きで変更前の計画を記載すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書」を「集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止、廃止）したいので」を「下記のとおり変更したいので、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金 円を追加交付されるよう」とする。

発行責任者：  
担当者氏名：  
連絡先：



別記様式第4号（第6条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者住所  
氏名

このことについて、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（ 年 月 日現在）

事業内容	計画事業費 (A) 円	出来高事業費 (B) 円	進捗度 (B/A) %	残高事業費 (A-B) 円	備考
計					

発行責任者：  
担当者氏名：  
連絡先：

別記様式第5号（第7条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度集落営農  
活性化プロジェクト促進事業費補助金について、集落営農活性化プロジェクト促進事業費  
補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

事業実績書および収支精算書（別記様式第2号）

発行責任者：  
担当者氏名：  
連絡先：

別記様式第6号（第8条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度集落営農活  
性化プロジェクト促進事業費補助金について、別紙により金 円を概算払によ  
り交付されるよう請求します。

発行責任者：  
担当者氏名：  
連絡先：

(別紙)

(単位：円)

内 訳	事業費 A	出来高 (事業費ベース)			既受領額 E	今回請求額 F	残 額 G=A-(E+F)	備 考
		月 日現在 執行済み額 B	月 日現在 執行(賦み)額 C	比 較 D=C-A				
事 業 費								
合 計								
補助金ベース (補助 率: )								
率	100%							

別記様式第7号（第9条関係）

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金仕入れに係る消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金について、集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額<br>（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した仕入れに係る消費税仕入控除税額                                | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税仕入控除税額                             | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

発行責任者：  
担当者氏名：  
連絡先：

別記様式第8号

年度集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金使途明細書

事業主体名

(単位：円)

項 目	経費の積算基礎	金 額	
小 計			
小 計			
小 計			
合 計			